

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正について

1 条例の策定経緯と改正

県は、廃棄物の適正な処理を促進し、県民の生活環境の保全に資することを目的とし、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(以下「条例」という。)」を2003年に制定した。

条例では、当時社会問題となっていた不法投棄等の産業廃棄物不適正処理の未然防止を図るため、県外から県内への産業廃棄物搬入に関する届出制度(事業者による事前届出、知事による勧告及び公表等)を定めた。

条例制定後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の改正による産業廃棄物管理票制度の強化及び監視体制の整備が図られたことなどを踏まえ、令和7年12月議会で条例の一部改正を行い、この届出制度を廃止した。

2 条例制定後の状況

(1) 法に基づく産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の規制と監視体制の強化

法改正によるマニフェスト制度の規制強化に加え、行政による監視の徹底により、近年では不法投棄新規判明件数が2000年以前と比べ10分の1程度と減少している。また、条例施行以降、県外産業廃棄物の不適正処理に係る排出事業者への勧告及び公表の事案はない。

- ① マニフェスト制度は、排出事業者自らの責任により、処理を委託した産業廃棄物の処理状況を最後まで把握・管理することで、不適正処理や不法投棄を未然に防止することを目的としている。
- 2005年 マニフェスト制度の強化及び勧告に従わない者への命令措置等の規定を追加
 - 2010年 マニフェストを交付した者の保存年限を5年と規定(期限なし→5年)
 - 2017年 マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化

(懲役6カ月以下又は50万円以下の罰金→懲役1年以下又は100万円以下の罰金)

- ② 本県の監視体制として、本庁、東三河総局及び各県民事務所による不法投棄等監視特別機動班(12班)を設置し、定期的な監視パトロールや不適正処理事案に対する徹底的な指導・監視を実施。警察官OBを県民事務所等に配置し、一層の体制強化に努めている。

(2) 県外産業廃棄物の搬入状況の把握

産業廃棄物の処分実績は、本県の法施行細則に基づき産業廃棄物処分業者から報告されており、県外産業廃棄物の搬入に関する状況も把握している。

3 条例の一部改正の内容

- 条例第八条の削除
- 公布日 2025年12月19日
- 施行日 2026年4月1日(経過措置については公布の日)
- 経過措置として、2026年4月1日以降に県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする事業者は、公布の日以降、県外産業廃棄物の搬入の届出を要しないことを定める。
- 事務処理特例条例の一部改正
(豊橋市、岡崎市及び一宮市への委任事務の廃止)

参考(条文)

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(抄)

第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る県外産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした事業者に対し、当該県外産業廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(準用) 第七条

- 4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。